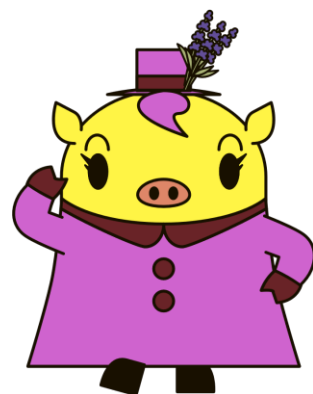


処方箋の表記が変更になりました。

「一般名処方」を 開始しました。



令和7年3月より当院の処方箋が「銘柄名処方」から「一般名処方」になりました。

処方箋の記載方法は変わりますが、調剤薬局で今までと同じお薬を受け取ることが出来ます。

「一般名処方」とは？

① 処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、一般名（有効成分の名称）で記載して処方することを「一般名処方」といいます。

② 厚生労働省が示している記載方法に準じて

【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」で記載されます。

※よく似た名称のお薬が多いため薬品の後に（先発品〇〇）と記載しているものもあります。

「一般名処方」のメリット

「一般名処方」で記載された処方箋では、有効成分で同一である医薬品が複数あれば、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。

ジェネリック医薬品は先発品医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や国の医療費の節減につながります。

患者様のご負担について

「一般名処方加算2」 点数8点 個人負担額（3割負担の場合）24円

ご不明な点がございましたら院内スタッフにお声掛けください。

上富良野町立病院 病院長